

エキサイトよこはま22
駐車場整備ルール運用マニュアル

令和5年6月

横浜市 都市整備局

目次

第1章 基本的な事項	1
1 マニュアルの位置付けと背景・目的	2
(1) マニュアルの位置付け	2
(2) 背景・目的	2
(3) 用語の定義	3
2 対象範囲及び対象施設等	4
(1) 対象範囲及び対象施設	4
(2) センターゾーン及びセンターゾーン外の役割	5
3 駐車場整備ルールと駐車場マネジメントの関係及びそれぞれの概要	6
第2章 駐車場整備ルール	7
1 開発等に伴う必要駐車場台数の弾力的な設定	8
(1) 交通利用実態に応じた必要駐車場台数の設定	8
(2) 複合施設における商業用と業務用の駐車場の共同利用による必要駐車場台数の設定	10
2 敷地外駐車場を含めた柔軟な駐車場台数の確保	11
(1) 敷地外駐車場の設置	11
(2) 周辺の空き駐車場の有効活用	14
第3章 駐車場マネジメント	15
1 駐車場マネジメントの概要	16
(1) 基本事項（取り組むべき事項）	16
(2) 検討事項（基本事項に加えて開発者が努力して取り組む事項）	18
2 基本事項としての具体的な取組内容	19
(1) 駐車場整備（施設内駐車場）	19
(2) 駐車場連携（連携駐車場）	21
3 検討事項としての具体的な取組内容	22
(1) 公共交通利用促進等	22
第4章 駐車場整備ルール適用に当たっての手続	23
1 駐車場整備ルールの適用を受けるための手続	24
(1) 駐車場整備・運用計画書に記載すべき事項	24
(2) 計画及び運用に関する配慮事項	25
(3) 駐車場整備ルールの手続の流れ	26
■ 参考資料	
手続等に用いる様式	27

■ マニュアルの策定・改正履歴

策定	平成22年8月2日
一部改正	平成22年12月1日
一部改正	平成26年4月30日
一部改正	令和2年6月5日
一部改正	令和3年7月19日
一部改正	令和5年6月15日

第 1 章 基本的な事項

1 マニュアルの位置付けと背景・目的

(1) マニュアルの位置付け

- 「エキサイトよこはま22」では、民間と行政が協働して地区の魅力向上を図るため、開発等を行う際の基本的考え方を示した「まちづくりガイドライン」を定めている。
- 平成24年度に改定された「まちづくりガイドライン」の「第1章 分野別の基本方針とガイドライン 6 交通環境分野 (1)地域の特性に合わせた駐車場利用環境の創出」では、基本方針として、「横浜駅周辺においては、開発等に併せて適切な「駐車場マネジメント」等に取り組んだ開発者に対して、横浜駅周辺の弾力的かつ効率的な駐車場整備が可能となる「駐車場整備ルール」を適用することで適正な駐車場整備を行い、人とクルマが調和した移動環境の創出を目指します。」とされている。
- このマニュアルは、横浜駅周辺における適正かつ効率的な駐車場整備や運営に向けて、「駐車場整備ルール」及び「駐車場マネジメント」の基本的な事項、内容及び解説、「駐車場整備ルール」の適用に当たって手続などを定めるものである。

(2) 背景・目的

- 現在の横浜駅周辺の駐車場利用状況を見ると、駐車目的車両のうろつきによる人と自動車との錯綜や、一部の駐車場への集中による待ち行列が発生しているが、その一方で近隣に空き駐車場も存在している。これは、混雑している駐車場入口のゲート処理能力や駐車場間の連携不足などに課題があると考えられる。
- エキサイトよこはま22対象エリアでは、老朽化した建物の建て替えに伴う都市機能更新が進む見込みであるが、鉄道やバスなど公共交通機関の利用率が高いという横浜駅周辺の地区特性などを考慮すると、現行の制度で駐車場を整備した場合、地域の実情に合致しない駐車場を整備するおそれがあるとともに、更に駐車目的車両を駅直近に呼び込むことなど、まちづくりの視点から好ましくない状況になることが考えられる。
- このことから、今後は、エキサイトよこはま22対象エリア全体として、駐車場整備台数や駐車場配置の適正化を図るとともに、効率的・効果的な駐車場利用に資する取組を進めることが重要である。
- したがって、エキサイトよこはま22対象エリアにおける開発等に対しては、現行の基準で一律に駐車場を整備するのではなく、一定のルールの下で地域の実情に見合った駐車場の整備・運営がまちづくりにとって必要であると考えられる。
- そこで、開発等に併せて適切な「駐車場マネジメント」、またその一環としての「公共交通利用促進等」に取り組んだ開発者に対して、横浜駅周辺の適正かつ効率的な駐車場整備が可能となる「駐車場整備ルール」を適用することで、施設の用途や利用時間帯等に応じた適正な駐車場整備を行い、エキサイトよこはま22で掲げた「まちの将来像」を実現するものである。

(3) 用語の定義

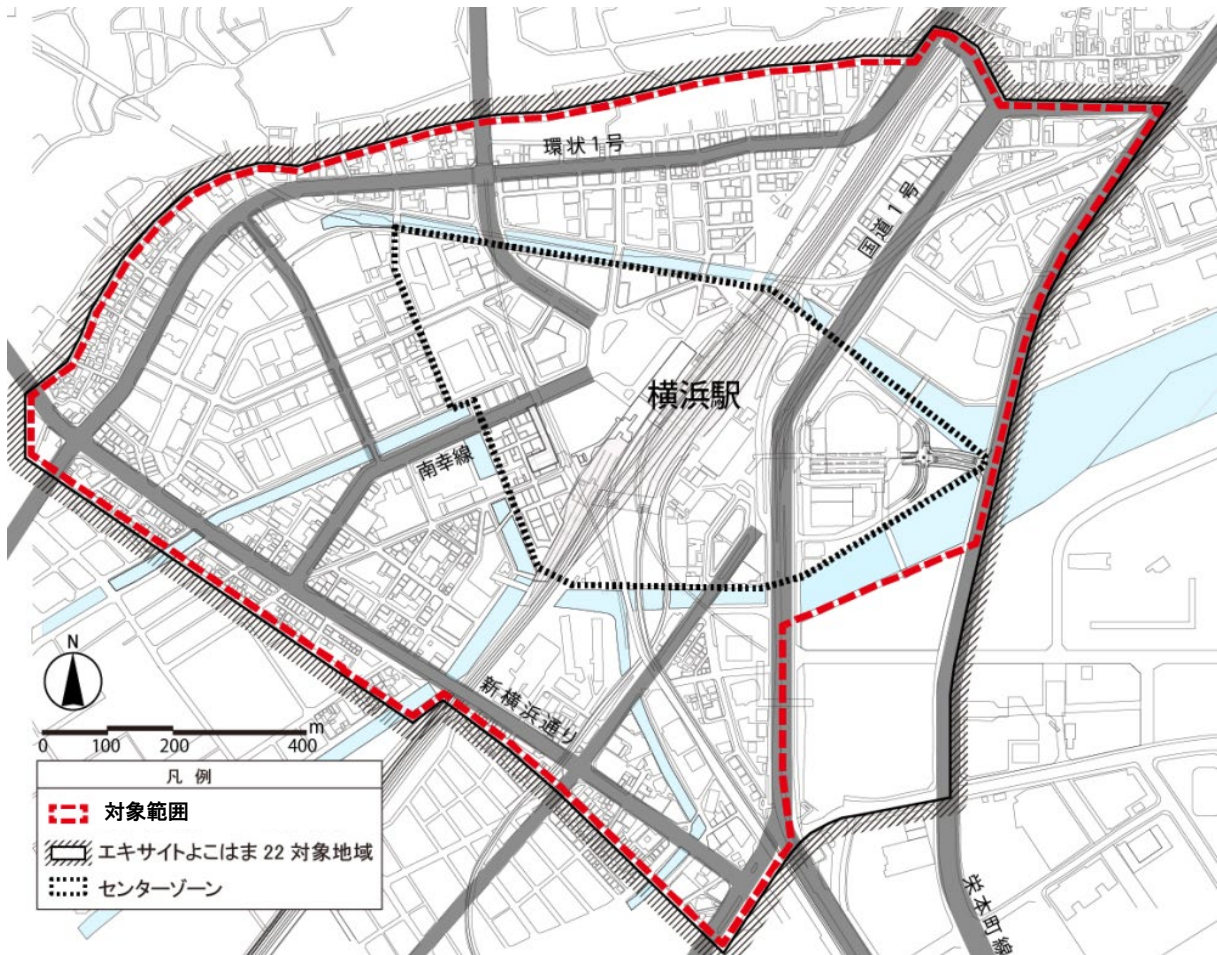
ア 開発等	エキサイトよこはま22対象エリアにおける、次のいずれか又はいずれにも該当する施設の建築、当該施設の建築の用に供する目的で行う開発行為若しくは市街地開発事業又はこれらに類するものをいう。 (ア) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「大店法」という。）の適用を受ける店舗を含む施設 (イ) 横浜市駐車場条例（昭和38年10月横浜市条例第33号。以下「駐車場条例」という。）に基づく駐車場の附置義務が課される施設
イ 開発者	開発等を行う者をいう。
ウ 必要駐車場台数	駐車場条例の附置義務及び大店法に基づく配慮として求められる駐車場台数をいう。
エ 敷地外駐車場	必要駐車場台数の確保のために、敷地外に確保する駐車場をいう。
オ 提携駐車場	敷地内に必要駐車場台数を確保した上で、エキサイトよこはま22対象エリア内の駐車場利用の平準化や駐車場の出入庫ルートの適正化等のために、利用の提携を行う駐車場をいう。
カ 駐車場連携	複数施設における同一事業者による駐車場の運営（共通システム等）又は駐車場運営者と利用事業者との間で利用契約（サービス券契約、駐車ますの指定等）が締結されていることを前提とした、次の対応のことをいう。 【連携①】 開発等に伴う必要駐車場台数を確保するため、敷地外駐車場を確保した場合に、当該敷地外駐車場と敷地内に整備する駐車場を連携すること。 【連携②】 必要駐車場台数を敷地内に確保した上で、周辺の既存の駐車場（計画中のものを含む。）と連携すること。
キ 集約駐車場	歩行者と自動車の錯綜の軽減等を図るため、異なる施設の駐車場を集約した駐車場をいう。

2 対象範囲及び対象施設等

(1) 対象範囲及び対象施設

ア 対象範囲

- 対象範囲は、横浜駅周辺地区の次の図で示したエリアである（図1参照）。



イ 対象施設

- 対象施設は、次のいずれか又はいずれにも該当する施設である。

- (ア) 大店法の適用を受ける店舗を含む施設^{※1}
- (イ) 駐車場条例に基づく駐車場の附置義務が課される施設^{※2}

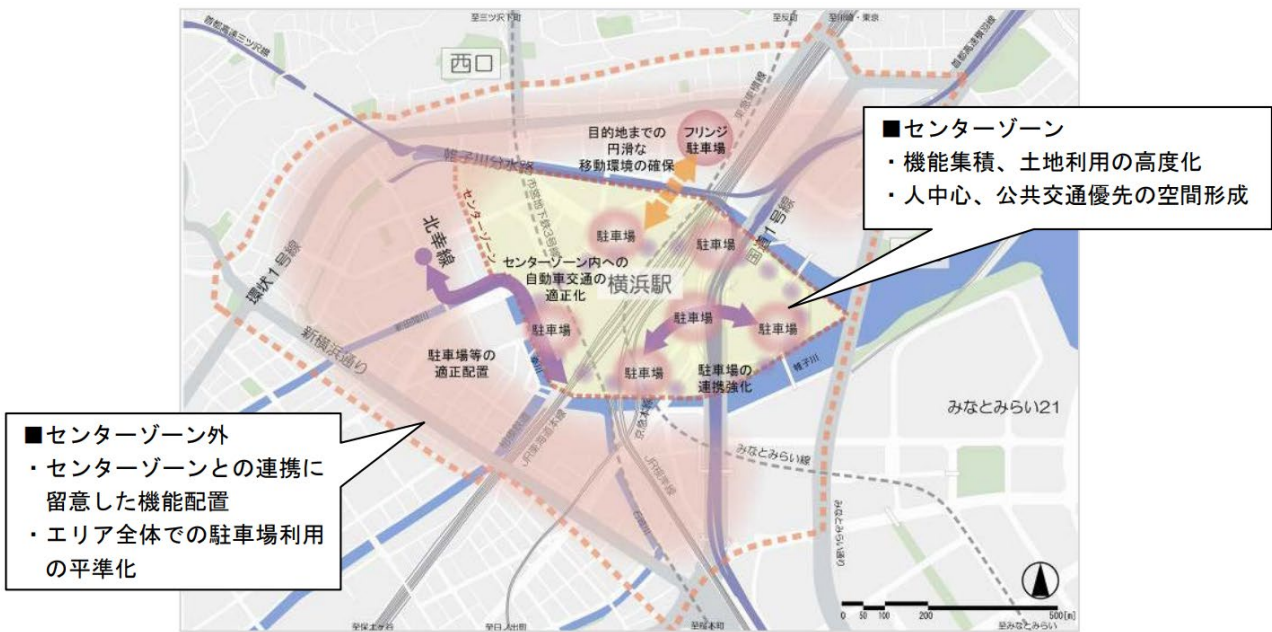
※1 店舗面積（小売業を行うための店舗の用に供される床面積）の合計が 1,000 m²を超える施設（「横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引」参照）

※2 特定用途に供する部分の床面積 + （非特定用途に供する床面積）× 0.5 が 1,000 m²を超える施設（「横浜市附置義務駐車施設等の設置基準について」参照）

(2) センターゾーン及びセンターゾーン外の役割

- 駐車場の整備・運営に関するセンターゾーンとセンターゾーン外の役割は、次のとおりである。

センターゾーン	徒歩・公共交通によるアクセスを中心とした施設整備や、駐車目的車両の適切な誘導と車両流入の抑制を図り、人中心・公共交通優先の空間形成を促進する。
センターゾーン外	空き駐車場の有効活用と駐車場の集約化を図り、センターゾーンとの駐車場連携によりエリア全体の駐車場利用の平準化を促進する。



※イメージ図であり、具体的な位置・場所を示すものではない。

図 2 駐車場の整備・運営に関するセンターゾーンとセンターゾーン外の役割

3 駐車場整備ルールと駐車場マネジメントの関係及びそれぞれの概要

- 弾力的かつ効率的な駐車場整備が可能となる「駐車場整備ルール」を適用するためには開発等に併せて適切な「駐車場マネジメント」に取り組むことが必要である。
- 「駐車場整備ルール」と「駐車場マネジメント」の関係及びそれぞれの概要は、次のとおりである。

駐車場整備ルール

1 開発等に伴う必要駐車場台数の弾力的な設定

(1) 交通利用実態に応じた必要駐車場台数の設定

- ・横浜駅周辺地区の特性を踏まえ、必要な駐車場台数の算出に当たっては、横浜市と協議の上、弾力的な設定を認めるものとする。
- ・ただし、駐車場条例に基づく附置義務駐車場の台数は確保しなければならない。

→ 詳細は p.8~9 を参照

(2) 複合施設における商業用と業務用の駐車場の共同利用による必要駐車場台数の設定

- ・商業と業務の複合施設については、商業用と業務用の駐車場の共同利用を認めることによって効率的な運用を行い、駐車場全体としての整備量の適正化を図る。
- ・ただし、構造面、料金等の運用面からも共同利用可能な仕組みとすることを前提とし、駐車場条例に基づく附置義務駐車場の台数は確保しなければならない。

→ 詳細は p.10 を参照

2 敷地外駐車場を含めた柔軟な駐車場台数の確保

(1) 敷地外駐車場の設置

【センターゾーンの開発等の場合】

- ・センターゾーンの開発等に係る駐車場については、駐車場条例に基づく附置義務駐車場台数を含む全ての必要駐車場台数（車椅子使用者のための駐車施設を除く。）をセンターゾーン外に設けることを認めるものとする。

【センターゾーン外の開発等の場合】

- ・センターゾーン外の開発等に係る駐車場については、敷地内駐車場を原則とする。ただし、駐車場の集約化による歩行者と自動車の錯綜の発生抑止や駐車場の適正配置による入出庫ルートの改善など、交通の安全及び円滑化に寄与し、地域の良好なまちづくりに資する場合については、横浜市と協議の上、敷地外駐車場とすることができるものとする（車椅子使用者のための駐車施設を除く。）。

→ 詳細は p.11~13 を参照

(2) 周辺の空き駐車場の有効活用

- ・周辺の駐車場に空きがある場合に、その空き駐車場と連携を図ることで、新規に整備する駐車場台数を低減することができるものとする。

→ 詳細は p.14 を参照

駐車場マネジメント

1 基本事項（取り組むべき事項）

- ・ 駐車場を整備する際は、適切な施設計画を策定し、運営を行う。
- ・ センターゾーンの開発等において必要駐車場台数を確保する際は、極力全ての台数を積極的にセンターゾーン外で確保する。
- ・ センターゾーン外の開発等において必要駐車場台数を確保する際は、基本的に敷地内で確保する。
- ・ 駐車場を確保する際は、異なる事業者間の協力も含めた駐車場の集約化の可能性について検討を行う。
- ・ 異なる事業者間の協力を含めた、エリア全体の駐車場利用の平準化に資する適切な駐車場連携を図る。
- ・ 必要駐車場台数を敷地外に確保する際は、確実に車両を誘導し、対象施設までの円滑な移動環境等を確保する。

ア 駐車場整備（施設内駐車場）

- ・ 駐車場形式及び出入口の適正配置
- ・ 動線計画
- ・ 運営方法（料金収集、営業時間等）
- ・ その他円滑な駐車場利用に資する対策等

イ 駐車場連携（連携駐車場）

- ・ 連携駐車場の選定
- ・ 動線計画
- ・ 運営方法（料金収集、営業時間等）
- ・ 案内・誘導方法
- ・ その他連携駐車場の利用向上に資する対策等

2 検討事項

（基本事項に加えて開発者が努力して取り組む事項）

- ・ 駐車場マネジメントの一環として、センターゾーンを中心とした自動車利用の低減に向けた公共交通利用促進等を図る。

ア 公共交通利用促進等

- ・ 自動車利用者への交通手段転換の促進
- ・ 公共交通に関する利便性の向上
- ・ 自動車以外の交通手段の提供

→ 詳細は p.15~22 を参照

駐車場整備ルールを適用するためには駐車場マネジメントに取り組むことが必要

第2章 駐車場整備ルール

1 開発等に伴う必要駐車場台数の弾力的な設定

(1) 交通利用実態に応じた必要駐車場台数の設定

横浜駅周辺地区の特性を踏まえ、必要な駐車場台数の算出に当たっては、横浜市と協議の上、弾力的な設定を認めるものとする。

ただし、駐車場条例に基づく附置義務駐車場の台数は確保しなければならない。

ア 背景

日本有数のターミナル駅である横浜駅の周辺は、公共交通の利便性が高く、公共交通による来訪が多い特性がある。

一方で、現在の「横浜市大規模小売店舗立地法運用基準」は、横浜市全域を対象としており、横浜駅周辺地区にそのまま適用すると過大な台数の駐車場整備が必要となる可能性がある。

イ 解説

弾力的な設定としての必要駐車場台数の算定方法は、次のとおりとする。

①商業（物販）

- 「横浜市大規模小売店舗立地法運用基準の原単位」又は「大規模開発地区関連交通計画マニュアル」を用いて算出するものとし、算出に係る諸条件は実態を勘案し、横浜市と協議の上設定する。
- 「横浜市大規模小売店舗立地法運用基準の原単位」を用いる場合は、算出対象とする物販施設の面積は、通路等を除いた純店舗面積を用いる。

②商業（飲食・サービス等）

- 別途算出し、①に加算する。
- 原単位は飲食・サービス等用途別の駐車場利用実態に基づき設定する（調査概要は表 1 参照）。

③業務

- 開発者がテナントの業種に応じ、その業務に必要な駐車場台数を設定する。
- 開発者はテナントに対し設定した駐車台数を超えないようなマネジメントを実施するものとし、テナントが変更する場合には見直しを行うものとする。
- 駐車場台数については、「大規模開発地区関連交通計画マニュアル」による設定値、類似事例の実績値、「利用実態調査結果（調査概要は表 2 参照）」による設定値等を参考とすることも考えられる。

表 1 物販及び飲食・サービス等の利用状況調査概要（例）

項目	内 容
調査日	「年間の平均的な休日・祝日」を想定し、2～3日間
対象範囲	横浜駅周辺地区の大規模小売店舗の駐車場 ※一定規模以上
調査項目	・施設規模調査（業種、台数、施設形態、利用時間帯 等） ・利用状況調査（台数・目的）
調査時間	商業施設の営業時間帯を想定
調査方法	駐車場利用者へのヒアリング ※物販及び飲食・サービス等用途別の利用が区分可能な場合には、発券・精算データの集計による方法も可

表 2 業務系駐車場の利用実態調査概要（例）

項目	内 容
調査日	平日、休日各1日
対象範囲	（例1） 横浜駅周辺地区の業務系駐車場 ※一定規模以上 ⇒ 一定規模以上の業務床をもった複合ビルが少なく、ビル形態の違いにより結果に差が生じる可能性があることに留意する。 （例2） みなとみらい21地区の商業と業務の複合ビル ⇒ みなとみらい21地区と横浜駅周辺地区との地域特性により結果に差が生じる可能性があることに留意する。
調査項目	・施設規模調査（業種、台数、施設形態、利用時間帯 等） ・利用状況調査（毎正時の台数・目的）
調査時間	商業用途の営業時間帯を想定する（場合によっては、日中のピーク時間帯のみ）。
調査方法	調査員による目視、カウント調査（場合によっては、事業者へのヒアリング調査）

(2) 複合施設における商業用と業務用の駐車場の共同利用による必要駐車台数の設定

商業と業務の複合施設については、商業用と業務用の駐車場の共同利用を認めることによって効率的な運用を行い、駐車場全体としての整備量の適正化を図る（図3参照）。

ただし、構造面、料金等の運用面からも共同利用可能な仕組みとすることを前提とし、駐車場条例に基づく附置義務駐車場の台数は確保しなければならない。

ア 背景

エキサイトよこはま22対象エリアでは商業と業務の複合施設となる大規模開発等が計画されており、その利用特性は曜日や時間帯によって異なると考えられる。

イ 解説

- 必要駐車台数の算定に当たっては、「(1)交通利用実態に応じた必要駐車台数の設定」に基づき、協議の上で商業用、業務用それぞれの整備台数を設定するものとする。ただし、商業用の駐車場は業務用と共同利用することとして設定しても差し支えないものとする。
- 業務用の駐車台数は実際の利用状況を十分に想定して設定すること。

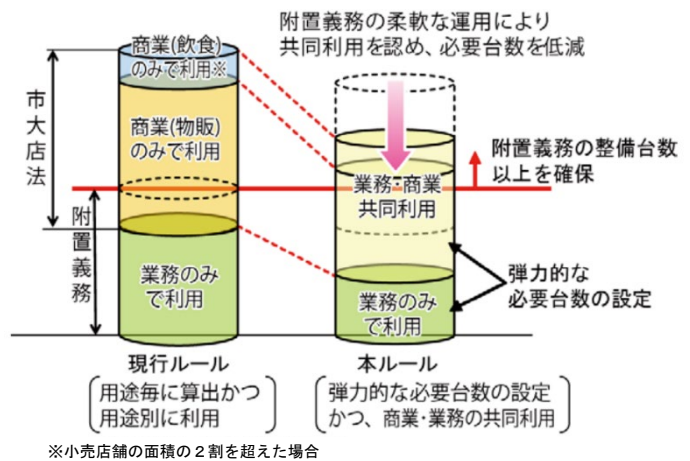


図3 商業用と業務用の共同利用イメージ

ウ 適用に当たっての配慮事項

(ア) 駐車場形式及び出入口の適正配置

- 複合施設の場合、業務のみで利用する駐車場以外は、全て商業・業務の相互利用が可能な構造又はシステムとする。
- 業務目的で駐車場を利用する者への適切な案内・誘導(看板設置、誘導員の配置等)を行うものとする。

(イ) 運営方法(料金収集、営業時間等)

- 業務目的車両が商業用駐車場を利用する際の料金体系を明確化するものとする。
(例) 業務利用時は商業利用時より割安に設定(月極め料金相当)、割引券の配布等

2 敷地外駐車場を含めた柔軟な駐車場台数の確保

(1) 敷地外駐車場の設置

敷地外駐車場に関するルールは、センターゾーンの開発等の場合とセンターゾーン外の開発等の場合とで異なる。

センターゾーンの開発等の場合

センターゾーンの開発等に係る駐車場については、駐車場条例に基づく附置義務駐車場台数を含む全ての必要駐車場台数（車椅子使用者のための駐車施設を除く。）をセンターゾーン外に設けることを認めるものとする。

センターゾーン外の開発等の場合

センターゾーン外の開発等に係る駐車場については、敷地内駐車場を原則とする。ただし、駐車場の集約化による歩行者と自動車の錯綜の発生抑止や駐車場の適正配置による入出庫ルートの改善など、交通の安全及び円滑化に寄与し、地域の良好なまちづくりに資する場合（p.12 イ（イ）a参照）については、横浜市と協議の上、敷地外駐車場とすることができるものとする（車椅子使用者のための駐車施設を除く。）。

ア 背景

開発等に伴い大規模な駐車場を整備すると、敷地周辺に多くの自動車呼び込むこととなる。そこで、自動車交通や歩行者交通の安全・円滑化及びゆとりのある歩行空間、快適な環境の創出、魅力的な通りの実現に向けて、状況に応じた敷地外駐車場を認めるものとする。

イ 解説

敷地外駐車場の設置に係る条件は、次のとおりとする。

(ア) センターゾーンの開発等に係る敷地外駐車場の設置について

センターゾーンの開発等に係る敷地外駐車場の設置の場合、次のいずれにも適合すること。

- (a) 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）、駐車場条例、横浜市駐車場条例施行規則（平成 4 年 3 月横浜市規則第 28 号。以下「条例施行規則」という。）及びこれらに基づく基準等に適合すること。
- (b) 長期的な利用の担保が図られるものであること。
- (c) 「ウ 適用に当たっての配慮事項」（p. 13）を踏まえて計画すること。

(イ) センターゾーン外の開発等に係る敷地外駐車場の設置について

a 敷地外駐車場を設置することができる場合

「交通の安全及び円滑化に寄与し、地域の良好なまちづくりに資する場合」とは、次のいずれかに該当する場合である。

- ① 駐車場の集約化に資する場合
- ② 横浜駅周辺地区（西口周辺地区及び東口周辺地区）街づくり協議指針における駐車場出入口設置抑制路線（以下「抑制路線」という。）（図4参照）に施設の敷地が隣接しており、抑制路線の他に接する道路がない場合
- ③ 駐車場の出入口となる道路の幅員が6m未満であり、かつ、交通の安全及び円滑化を図る上で車両の進入が好ましくない場合
- ④ 敷地内に駐車場を整備することで、駐車場に至るルートがセンターゾーンの道路（国道1号を除く。）、抑制路線又は幅員が6m未満の道路を経由する場合



b 敷地外駐車場の立地等の条件

敷地外駐車場の立地等の条件について、次のいずれにも適合すること。

- (a) 駐車場法、駐車場条例、条例施行規則及びこれらに基づく基準等に適合すること。
- (b) 長期的な利用の担保が図られるものであること。
- (c) 「ウ 適用に当たっての配慮事項」(p.13)を踏まえて計画すること。

(d) 次のいずれにも適合する箇所を選定すること。

- ① センターゾーン外の箇所
- ② 抑制路線に接していない箇所又は抑制路線に接しているが抑制路線以外から車両の出入りを行うことが可能な箇所
- ③ 敷地外駐車場の出入口となる道路の幅員が6 m以上ある箇所
- ④ 開発等において法令等により道路幅員に関する規定がある場合には、敷地外駐車場の出入口が、当該規定に基づく幅員以上の幅員を有する道路に設けられていること。ただし、交通の安全及び円滑化、地域の良好なまちづくり等の視点から支障がないと判断される場合は、この限りでない。
- ⑤ 駐車場に至るルートが、センターゾーンの道路（国道1号を除く。）、抑制路線又は幅員が6 m未満の道路を経由せず適切に誘導できる箇所
- ⑥ 敷地外駐車場は1箇所とすること。ただし、異なる施設の駐車場を集約した駐車場であり、かつ、交通の安全及び円滑化、地域の良好なまちづくり等の視点から支障がないと判断される場合は、この限りでない。

ウ 適用に当たっての配慮事項

- 敷地外駐車場は、原則センターゾーン外に設けるものとする。ただし、センターゾーンにおいて開発等が行われる際、センターゾーンに既存の空き駐車場があり、方面別の需要に対応した交通の整除化に資するものであると認められる場合は、横浜市と協議の上、センターゾーンに敷地外駐車場を設けることを可能とする。
- センターゾーンの開発等において必要駐車台数を敷地外で設ける際は、原則全ての台数（車椅子使用者のための駐車施設を除く。）を確保することができる計画とすること。ただし、方面別に適切な誘導が図られる場合は、横浜市と協議の上、一部を敷地内に設けることを可能とする。
- 敷地外駐車場の設置に当たって、その周辺の自動車交通や歩行者に与える影響に十分留意すること。
- 敷地外駐車場の設置に当たって、共同荷さばきへの対応など荷さばき施設を敷地外に設ける必要がある場合は、関係部署と協議・調整すること。
- 敷地外駐車場の設置に当たって、駐車場規模の拡大による駐車場利用者の利便性向上、駐車場出入口の削減による歩行者と自動車の錯綜の軽減等の視点より、集約駐車場整備の可能性に留意すること。

〈想定される集約駐車場の整備パターン（例）〉

- センターゾーン外の既存駐車場に一定の空きスペースがある場合、周辺の小規模な開発等に必要となる駐車場をその空きスペースを活用して確保することで集約化を図る。
- センターゾーン外で拠点的な開発等が行われる場合、周辺の小規模な開発等に必要となる駐車場を取り込んで整備することで集約化を図る。
- センターゾーン外で小規模な開発等が実施される場合、複数の事業者が一体的に駐車場を整備し、又は駐車場事業者が収益事業として駐車場を整備することで集約化を図る。

(2) 周辺の空き駐車場の有効活用

周辺の駐車場に空きがある場合に、その空き駐車場と連携を図ることで、新規に整備する駐車場台数を低減することができるものとする（図5参照）。

ア 背景

エキサイトよこはま22対象エリアでは一部の駐車場で待ち行列が発生するなど混雑している一方で、比較的空いている駐車場も点在している。

イ 解説

- センターゾーンの開発等の場合、センターゾーンへの駐車車両の進入を抑制するため、連携を図る空き駐車場は、方面別の需要に対応する適正な位置に留意して確保すること。
- 連携を図る空き駐車場は、左折in左折outを基本とした誘導ルートを設定するとともに、料金等の運用面からも共同利用可能な仕組みとすることを前提とすること（図6参照）。

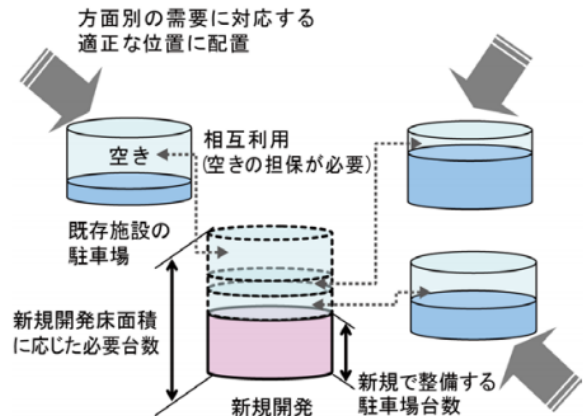


図5 空き駐車場との連携による新規の駐車場整備台数の低減



図6 空き駐車場との連携のイメージ

ウ 適用に当たっての配慮事項

- 連携を図る空き駐車場は日常的な駐車場の利用状況を踏まえて選定する必要があるが、例えば、休日に空きが生じる業務用の駐車場等を休日に限定して有効活用を図ることも可能である。
- 連携を図る空き駐車場については、利用者に対する案内やサービス券の統一等、利用環境の整備を図ること。
- 連携を図る空き駐車場も含めて必要駐車場台数を確保する場合は、長期的な利用の確実な担保が図られるものであること。

第3章 駐車場マネジメント

1 駐車場マネジメントの概要

「駐車場マネジメント」には、開発者が取り組むべき事項である「基本事項」と、基本事項に加えて開発者が努力して取り組む事項である「検討事項」がある。

「基本事項」を踏まえた具体的な取組内容として「駐車場整備」及び「駐車場連携」がある。また、「検討事項」を踏まえた具体的な取組内容として「公共交通利用促進等」がある。

(1) 基本事項（取り組むべき事項）

- 駐車場を整備する際は、適切な施設計画を策定し、運営を行う。
- センターゾーンの開発等において必要駐車場台数を確保する際は、極力全ての台数を積極的にセンターゾーン外で確保する。
- センターゾーン外の開発等において必要駐車場台数を確保する際は、基本的に敷地内で確保する。
- 駐車場を確保する際は、異なる事業者間の協力も含めた駐車場の集約化の可能性について検討を行う。
- 異なる事業者間の協力を含めた、エリア全体の駐車場利用の平準化に資する適切な駐車場連携を図る。
- 必要駐車場台数を敷地外に確保する際は、確実に車両を誘導し、対象施設までの円滑な移動環境等を確保する。

表 3 基本事項としての具体的な取組内容の概要

ア 駐車場整備（施設内駐車場）	
項目	概要
① 駐車場形式及び出入口の適正配置	・ 駐車場形式は、平面自走式又は立体自走式を基本とする。
	・ 駐車場の出入口の位置及び数は、適正な誘導経路設定に合わせ設定するものとする。
	・ 物理的な方策による、右折入出庫の防止を検討するものとする。
	・ 駐車場入庫処理能力の向上を図る。また、入庫待ち滞留スペースを確保するものとする。
	・ 駐車場内の車両のうろつきを防止するため、適正な場内マネジメントを行い、場内における速やかな入出庫を促す。
	・ 車椅子使用者等の移動制約者や荷さばき作業のための駐車スペースを十分に確保するなどの利用者ニーズへの対応を図る。
② 動線計画	・ 開発等の敷地外に駐車場を整備する場合は、敷地外駐車場から対象施設までの円滑な移動環境を確保するものとする。
③ 運営方法(料金収集、営業時間等)	・ 効率的に入出庫させるための工夫を行う。
④ その他円滑な駐車場利用に資する対策等	・ 駐車場への動線は、敷地内・敷地外駐車場ともに左折 in 左折 out を基本とし設定する。
	・ その他円滑な駐車場利用に資する対策がある場合は、開発者独自の工夫で実施する。

イ 駐車場連携（連携駐車場）	
項目	概要
① 連携駐車場の選定	・ 連携駐車場(駐車場連携における敷地外駐車場及び提携駐車場をいう。以下同じ。)は、基本的にセンターゾーン外において連携が有効に機能する位置に設定し、方面別の需要、対象施設との距離、対象施設への移動環境等に留意して適切な位置に確保する。
	・ 連携駐車場は現在の利用状況を十分に勘案して選定することとし、【連携①】においては、長期的な利用に当たっての確実な担保が図られることを前提とする。
② 動線計画	・ 連携駐車場への左折 in 左折 out を基本とした誘導動線を設定する。
③ 運営方法(料金収集、営業時間等)	・ 立地条件を考慮した料金体系の導入や、発券、空き情報案内等のシステムの統一を図る。
	・ 連携駐車場の利用者の利便性確保の工夫を行う。
④ 案内・誘導方法	・ 利用者に対し、連携駐車場の配置や空き情報をリアルタイムにかつ分かりやすく提供し、誘導する工夫を行う。
	・ 【連携①】において敷地内駐車場が満車の際は、駐車目的車両のうろつきをなくすため、連携駐車場へ直接アクセスするように案内・誘導を行う。
⑤ その他連携駐車場の利用向上に資する対策等	・ その他連携駐車場の利用向上に資する対策がある場合は、開発者独自の工夫で実施する。

(2) 検討事項（基本事項に加えて開発者が努力して取り組む事項）

- 駐車場マネジメントの一環として、センターゾーンを中心とした自動車利用の低減に向けた公共交通利用促進等を図る。

表 4 検討事項としての取組内容の概要

ア 公共交通利用促進等	
項目	概要
① 自動車利用者への交通手段転換の促進	・開発等の対象施設への来訪者等に対して、自動車以外の交通手段の利用を促すため、公共交通利用の促進に寄与する取組を行う。
② 公共交通に関する利便性の向上	・公共交通利用による開発等の対象施設へのアクセスについて、利便性向上に寄与する工夫を行う。
③ 自動車以外の交通手段の提供	・その他自動車以外の交通手段によるアクセス性向上に寄与する工夫を行う。

2 基本事項としての具体的な取組内容

(1) 駐車場整備（施設内駐車場）

① 駐車場形式及び出入口の適正配置

○ 駐車場形式は、平面自走式又は立体自走式を基本とする。

■ 解説

- 駐車場形式は処理能力の高い自走式を基本とする。場内には、適正な駐車スペース、車路幅等を確保するものとする。また、入出庫車両の動線分離、場内経路の複数設定（各階にランダムにアクセスができるような車路、構造）、車路管制システムの採用など、スムーズな場内誘導を行うことができるよう配慮した構造・運営とする。
- 機械式は、入出庫に計算上の機械の処理能力を大幅に超える処理時間を要すことから、場内における十分な待機スペースの確保や入出庫の分離及び複数配置を計画するとともに、ピーク時の処理能力について類似施設の実績等により自走式と同程度の処理能力となることが十分に検証できた場合に限り採用を検討する。

○ 駐車場の出入口の位置及び数は、適正な誘導経路設定に合わせ設定するものとする。

■ 解説

- センターゾーンの開発等の対象施設の駐車場出入口は、来客の誘導経路及び連携駐車場相互の誘導経路等に配慮しながら、極力センターゾーン外に設定する。
- 安全で賑わいのある歩行者空間の形成を目指すバルナード～南幸1丁目交差点及び西口駅前広場～鶴屋町間やスクールゾーンに面した出入口や、幹線道路への出入口の設置を極力避けるものとする。

○ 物理的な方策による、右折入出庫の防止を検討するものとする。

■ 解説

- 道路管理者等との協議を行い、駐車場前面道路に中央分離帯やラバーポールの設置を行うなど、可能な限り物理的な方策により右折入出庫を防止する。

○ 駐車場入庫処理能力の向上を図る。また、入庫待ち滞留スペースを確保するものとする。

■ 解説

- 駐車券の受け渡しなど駐車場入庫処理による路上滞留の発生を防止するため、入庫ゲートを複数配置する。また、十分な入庫待ち滞留スペースを確保するものとする。

○ 駐車場内の車両のうろつきを防止するため、適正な場内マネジメントを行い、場内における速やかな入出庫を促す。

■ 解説

- 入庫車両のうろつきを防止し、スムーズな場内誘導を行うため、空き区画の案内表示システムを採用するとともに場内誘導経路の掲示等を行うものとする。

⇒p.20 に続く

① 駐車場形式及び出入口の適正配置（続き）

○車椅子使用者等の移動制約者や荷さばき作業のための駐車スペースを十分に確保するなどの利用者ニーズへの対応を図る。

■ 解説

- 車椅子使用者等の移動制約者が利用する駐車場については、その位置、台数、駐車マスの大きさ、車寄せスペースの確保等、移動制約者の利用のしやすさに十分留意するものとする。
- 荷さばき駐車場についても、その位置、台数、駐車マスの大きさ、共同荷さばき駐車場の確保等、円滑な荷さばき作業に留意した取組を図るものとする。

○開発等の敷地外に駐車場を整備する場合は、敷地外駐車場から対象施設までの円滑な移動環境を確保するものとする。

■ 解説

- 敷地外駐車場から対象施設までの移動については、円滑な移動手段の確保又は歩行者の安全性や適切な誘導案内に十分留意した移動経路の確保を行うものとする。

② 動線計画

○駐車場への動線は、敷地内・敷地外駐車場ともに左折 in 左折 out を基本とし設定する。

■ 解説

- 事故防止及び周辺交通への負荷を抑えるため、駐車場への動線は左折 in 左折 out を基本とする。
- 駐車場への誘導経路は、連携駐車場の配置にも考慮しながら左回り方面別に設定する。

③ 運営方法（料金収集、営業時間等）

○効率的に入出庫させるための工夫を行う。

■ 解説

- 効率的に入出庫させるための工夫として、以下を想定する。
（例）事前精算のシステムの導入、混雑時の係員による料金収受 等
- 特に、年末年始、セール日等の利用者が非常に多い場合は、係員による誘導や料金収受、周辺駐車場との連携等を図るものとする。

④ その他円滑な駐車場利用に資する対策等

○その他円滑な駐車場利用に資する対策がある場合は、開発者独自の工夫で実施する。

(2) 駐車場連携（連携駐車場）

①連携駐車場の選定

- 連携駐車場は、基本的にセンターゾーン外において連携が有効に機能する位置に設定し、方面別の需要、対象施設との距離、対象施設への移動環境等に留意して適切な位置に確保する。
- 連携駐車場は現在の利用状況を十分に勘案して選定することとし、【連携①】においては、長期的な利用に当たっての確実な担保が図られることを前提とする。

■解説

- 連携駐車場は駐車場台数確保のために利便性の低い位置に設定することを認めない。
- センターゾーンへの駐車車両の進入を抑制するため、極力、方面別の需要に対応する適正な位置に配置するものとする。

②動線計画

- 連携駐車場への左折 in 左折 out を基本とした誘導動線を設定する。

■解説

- 敷地内駐車場が満車の際は、直接連携駐車場に誘導することを基本とするが、対象施設から連携駐車場へアクセスすることも想定して、それぞれの誘導動線を設定する。
- 利用者に対して、アクセス動線を分かりやすく案内・誘導する。

③運営方法(料金収集、営業時間等)

- 立地条件を考慮した料金体系の導入や、発券、空き情報案内等のシステムの統一を図る。

■解説

- 連携駐車場に関する利用環境の整備として、利用者に対する案内やサービス券の統一等を図る。

- 連携駐車場の利用者の利便性確保の工夫を行う。

■解説

- 連携駐車場の利用者の利便性確保の工夫として以下を想定する。
(例) パークアンドライド方式の導入、連携駐車場⇄対象施設間における送迎サービスの実施等
(例) 関連する複数の事業者から成るマネジメント組織による適切な維持管理を行うことなどにより、連携駐車場を長期的に確保し、機能を維持する。

④案内・誘導方法

- 利用者に対し、連携駐車場の配置や空き情報をリアルタイムにかつ分かりやすく提供し、誘導する工夫を行う。
- 【連携①】において敷地内駐車場が満車の際は、駐車目的車両のうろつきをなくすため、連携駐車場へ直接アクセスするように案内・誘導を行う。

■解説

- 利用者に対する案内・誘導の工夫として以下を想定する。
(例) 駐車場案内システムの導入、誘導員の配置、案内地図の配布、看板設置、開発者ウェブサイトへの駐車場案内・誘導の掲載等

⑤その他連携駐車場の利用向上に資する対策等

- その他連携駐車場の利用向上に資する対策がある場合は、開発者独自の工夫で実施する。

3 検討事項としての具体的な取組内容

(1) 公共交通利用促進等

①自動車利用者への交通手段転換の促進

○開発等の対象施設への来訪者等に対して、自動車以外の交通手段の利用を促すため、公共交通利用の促進に寄与する取組を行う。

■ 解説

- (例)公共交通利用促進についての広報の実施、公共交通利用者への案内サインの設置、サービス特典の付与、商品配送サービスの実施、自動車利用による通勤の抑制・禁止 等

②公共交通に関する利便性の向上

○公共交通利用による開発等の対象施設へのアクセスについて、利便性向上に寄与する工夫を行う。

■ 解説

- (例)鉄道駅への地下通路等の接続、建築物内における公共交通の情報提供システムの導入 等

③自動車以外の交通手段の提供

○その他自動車以外の交通手段によるアクセス性向上に寄与する工夫を行う。

■ 解説

- (例)施設利用者専用の駅送迎シャトルバス運行の導入、コミュニティサイクルポートの整備、センターゾーン外縁部における自転車駐車場及び自動二輪車駐車場の整備 等

第4章 駐車場整備ルール適用に当たっての手続

1 駐車場整備ルールへの適用を受けるための手続

「駐車場整備ルール」の適用を希望する施設に関して、開発者は「駐車場整備・運用計画書」を策定し、これについて、横浜市及び交通管理者と協議した上で、承認された場合にのみ「駐車場整備ルール」の適用を認める。

対象外又は承認を得られない施設については、「駐車場整備ルール」は適用されず、既存の法令等に適合した駐車場整備を行うものとする。

(1) 駐車場整備・運用計画書に記載すべき事項

- 「駐車場整備・運用計画書」は、第1号様式及び第2号様式を添付し、右の項目を基本として策定するものとする。
- その他検討の必要がある項目については、横浜市及び交通管理者と協議の上で設定するものとする。
- 附置義務駐車場の隔地配置を行う場合又は必要駐車場台数を敷地外駐車場に確保する場合に関しては、長期的利用の担保として、当該駐車場の敷地及び施設の権利関係を明らかにした資料を添付する必要がある。
- なお『駐車場整備・運用計画書』の協議については、次の点に留意する。

■留意事項

- ① 社会的責任として、生活環境の保持のために適切な対応を行っているか
- ② 地域の事情に応じて弾力的に運用することができるか、その場合に公平性・透明性が確保されているか

■駐車場整備・運用計画書の記載事項

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 計画フレームに関する事項

 - (1) 施設配置計画
 - (2) 施設計画規模
 - (3) 想定就業者数
 - (4) 想定集客者数
- 3 駐車場マネジメントに関する事項

 - (1) 駐車場整備（施設内駐車場）
 - ア 必要駐車場規模
 - イ 駐車場形式及び出入口の適正配置
 - ウ 動線計画
 - エ 運営方法(料金収集、営業時間等)
 - オ その他円滑な駐車場利用に資する対策等
 - (2) 駐車場連携（連携駐車場）
 - ア 連携駐車場の選定
 - イ 動線計画
 - ウ 運営方法(料金収集、営業時間等)
 - エ 案内・誘導方法
 - オ その他連携駐車場の利用向上に資する対策等
 - (3) 公共交通利用促進等
 - ア 自動車利用者への交通手段転換の促進
 - イ 公共交通に関する利便性の向上
 - ウ 自動車以外の交通手段の提供
- 4 周辺道路への影響に関する事項

 - (1) アクセス道路の負荷予測
 - (2) 周辺交差点の負荷予測
- 5 適用を受けたい駐車場整備ルール

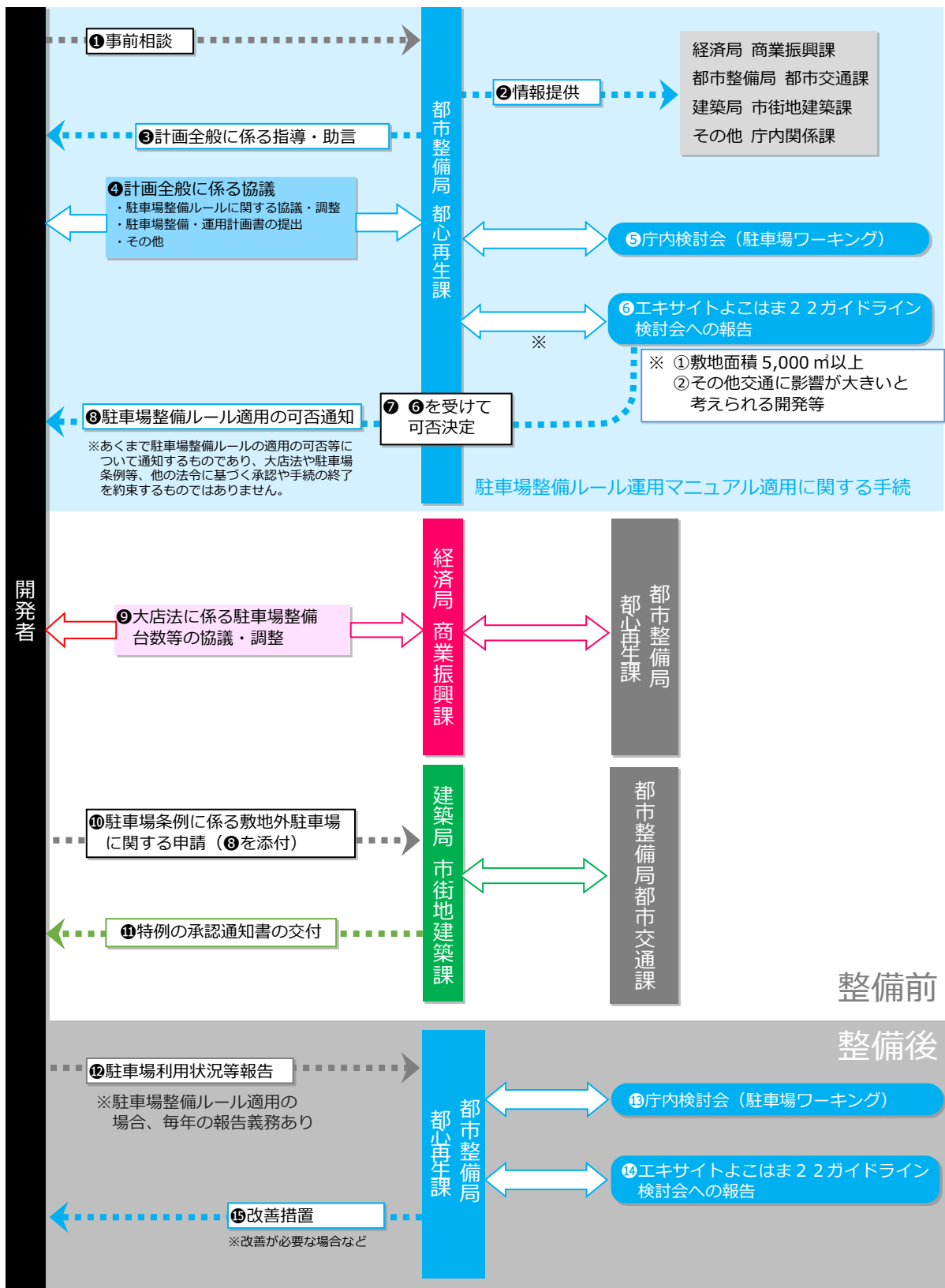
 - (1) 開発等に伴う必要駐車場台数の弾力的な設定
 - ア 交通利用実態に応じた必要駐車場台数の設定
 - イ 複合施設における商業用と業務用の駐車場の共同利用による必要駐車場台数の設定
 - (2) 敷地外駐車場を含めた柔軟な駐車場台数の確保
 - ア 駐車場の隔地配置
 - イ 周辺の空き駐車場の有効活用

(2) 計画及び運用に関する配慮事項

○開発者は、施設整備後も適正な駐車場利用が行われるよう適宜改善の措置を図ること。

- 開発者は、施設整備後も「駐車場整備・運用計画書」に基づき、適正な駐車場利用が行われているかをフォローアップし、駐車場待ち行列や利用状況等について横浜市に毎年度報告しなければならない。課題等が生じた場合、横浜市より是正等の改善措置を促すことがある。
- 改善の措置を図る場合には、開発者が再度「駐車場整備・運用計画書（改定版）」を提出し、横浜市及び交通管理者と協議するものとする。

(3) 駐車場整備ルールの手続の流れ



参考資料 手続等に用いる様式

※受付年月日	年 月 日
※受付番号	
※備考	

エキサイトよこはま22 駐車場整備・運用計画協議申出書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

提出者 住 所 [法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地]
氏 名 [法人その他の団体の場合は、名称・代表者の氏名]
電話番号

エキサイトよこはま22 駐車場整備ルールの適用を受けたいので、次のとおり協議を申し出ます。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 計画フレームに関する事項
 - (1) 施設配置計画
 - (2) 施設計画規模
 - (3) 想定就業者数
 - (4) 想定集客者数
- 3 駐車場マネジメントに関する事項
 - (1) 駐車場整備（施設内駐車場）
 - ア 必要駐車場規模 イ 駐車場形式及び出入口の適正配置 ウ 動線計画
 - エ 運営方法(料金収集、営業時間等) オ その他円滑な駐車場利用に資する対策等
 - (2) 駐車場連携（連携駐車場）
 - ア 連携駐車場の選定 イ 動線計画 ウ 運営方法(料金収集、営業時間等)
 - エ 案内・誘導方法 オ その他連携駐車場の利用向上に資する対策等
 - (3) 公共交通利用促進等
 - ア 自動車利用者への交通手段転換の促進 イ 公共交通に関する利便性の向上
 - ウ 自動車以外の交通手段の提供
- 4 周辺道路への影響に関する事項
 - (1) アクセス道路の負荷予測
 - (2) 周辺交差点の負荷予測
- 5 適用を受けたい駐車場整備ルール（適用の配慮事項に対する考え方についての資料を提出すること。）
 - (1) 開発に伴う必要駐車場台数の弾力的な設定
 - 交通利用実態に応じた必要駐車場台数の設定
 - 複合施設における商業用と業務用の駐車場の共同利用による必要駐車場台数の設定
 - (2) 敷地外駐車場も含めた柔軟な駐車場台数の確保
 - 駐車場の隔地配置
 - 周辺の空き駐車場の有効活用

(備考)

- 1 ※印の項は記載しないでください。

[連絡先] 所 属 氏 名 電話番号

エキサイトよこはま22 駐車場整備ルール
 駐車場マネジメントの取組内容 一覧表

駐車場マネジメントの項目		基本的な駐車場マネジメント	駐車場整備・運用計画書提出時			大規模小売店舗立地法に基づく事前説明書提出時		
			○:実施 △:検討 ×:不可	取組内容	運用計画書関連ページ	○:実施 ×:不可	取組内容	対策(不可の場合のみ記入)
駐車場マネジメントの確認事項	イ 駐車場形式及び出入口の適正配置	・ 駐車場形式は、平面自走式又は立体自走式を基本とする。						
		・ 駐車場の出入口の位置及び数は、適正な誘導経路設定に合わせ設定するものとする。						
		・ 物理的な方策による、右折入出庫の防止を検討するものとする。						
		・ 駐車場入庫処理能力の向上を図る。また、入庫待ち滞留スペースを確保するものとする。						
		・ 駐車場内の車両のうろつきを防止するため、適正な場内マネジメントを行い、場内における速やかな入出庫を促す。						
		・ 車椅子利用者等の移動制約者や荷さばき作業のための駐車スペースを十分に確保するなど、の利用者ニーズへの対応を図る。						
	・ 開発等の敷地外に駐車場を整備する場合は、敷地外駐車場から対象施設までの円滑な移動環境を確保するものとする。							
ウ 動線計画	・ 駐車場への動線は、敷地内・敷地外駐車場ともに左折 in 左折 out を基本とし設定する。							
エ 運営方法(料金収集、営業時間等)	・ 効率的に入出庫させるための工夫を行う。							
オ その他円滑な駐車場利用に資する対策等	・ その他円滑な駐車場利用に資する対策がある場合は、開発者独自の工夫で実施する。							

駐車場マネジメントの項目		基本的な駐車場マネジメント	駐車場整備・運用計画書提出時			大規模小売店舗立地法に基づく事前説明書提出時		
			○:実施 △:検討 ×:不可	取組内容	運用計画書 関連 ページ	○:実施 ×:不可	取組内容	対策 (不可の場合のみ記入)
駐 車 場 マ ネ ジ メ ン ト の 確 認 事 項	(2) 駐車場連携(連携駐車場)	ア 連携駐車場の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携駐車場は、基本的にセンターゾーン外において連携が有効に機能する位置に設定し、方面別の需要、対象施設との距離、対象施設への移動環境等に留意して適切な位置に確保する。 ・ 連携駐車場は現在の利用状況を十分に勘案して選定することとし、【連携①】においては、長期的な利用に当たっての確実な担保が図られることを前提とする。 					
		イ 動線計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携駐車場への左折 in 左折 out を基本とした誘導動線を設定する。 					
		ウ 運営方法(料金収集、営業時間等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立地条件を考慮した料金体系の導入や、発券、空き情報案内等のシステムの統一を図る。 					
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携駐車場の利用者の利便性確保の工夫を行う。 					
		エ 案内・誘導方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に対し、連携駐車場の配置や空き情報をリアルタイムにかつ分かりやすく提供し、誘導する工夫を行う。 					
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 【連携①】において敷地内駐車場が満車の際は、駐車目的車両のうろつきをなくすため、連携駐車場へ直接アクセスするように案内・誘導を行う。 					
オ その他連携駐車場の利用向上に資する対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他連携駐車場の利用向上に資する対策がある場合は、開発者独自の工夫で実施する。 							

駐車場マネジメントの項目		基本的な駐車場マネジメント	駐車場整備・運用計画書提出時			大規模小売店舗立地法に基づく事前説明書提出時		
			○:実施 △:検討 ×:不可	取組内容	運用計画書 関連ページ	○:実施 ×:不可	取組内容	対策 (不可の場合のみ記入)
駐車場マネジメントの 確認事項	(3) 公共交通利用促進等	ア 自動車利用者への交通手段転換の促進	・ 開発等の対象施設への来訪者等に対して、自動車以外の交通手段の利用を促すため、公共交通利用の促進に寄与する取組を行う。					
		イ 公共交通に関する利便性の向上	・ 公共交通利用による開発等の対象施設へのアクセスについて、利便性向上に寄与する工夫を行う。					
		ウ 自動車以外の交通手段の提供	・ その他自動車以外の交通手段によるアクセス性向上に寄与する工夫を行う。					
	交通管理者との協議							

※受付年月日	年 月 日
※受付番号	
※備考	

エキサイトよこはま22 駐車場整備・運用計画変更申出書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

提出者 住 所 [法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地]
氏 名 [法人その他の団体の場合は、名称・代表者の氏名]
電話番号

年 月 日に協議結果の通知を受けた駐車場整備・運用計画書を変更したいので、次のとおり協議を申し出ます。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 変更する事項
(変更前)

(変更後)
- 3 変更する理由

[連絡先] 所 属 氏 名 電話番号

(備考)

- 1 ※印の項は記載しないでください。

※受付年月日	年 月 日
※受付番号	
※備考	

駐車場利用状況報告書

年 月 日

(報告先)
横浜市長

報告者 住 所 [法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地]
氏 名 [法人その他の団体の場合は、名称・代表者の氏名]
電話番号

エキサイトよこはま22駐車場整備ルール適用を受けた駐車場の利用状況について、次のとおり報告します。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 駐車場の利用状況（連携駐車場の利用状況を含む。）
 - (1) 月別駐車場利用台数
 - (2) 平日・休祭日の利用状況
 - (3) ピーク日の利用台数
 - (4) 駐車場入庫待ち行列の状況
 - (5) 案内・誘導方法の状況
 - (6) 駐車場料金及びサービスの状況
 - (7) その他

[連絡先] 所 属 氏 名 電話番号

(備考)

- 1 ※印の項は記載しないでください。

第 年 月 日
号

様

横浜市長



エキサイトよこはま22駐車場整備・運用計画協議結果通知書

年 月 日に申出のありましたエキサイトよこはま22駐車場整備ルールに関する協議の結果について、次のとおり通知します。

【決定事項】

(適用を承認する場合)

次の駐車場整備ルールの適用を認めます。

- (1) 開発に伴う必要駐車場台数の弾力的な設定
 - 交通利用実態に応じた必要駐車場台数の算定
 - 複合施設における商業用と業務用の駐車場の共同利用による必要駐車場台数の算定
- (2) 敷地外駐車場も含めた柔軟な駐車場台数の確保
 - 敷地外駐車場の設置
 - 周辺の空き駐車場の有効活用

今後、計画の具体化に向けて、横浜市の関係部署と協議・調整を進めてください。

(適用を承認しない場合)

駐車場整備ルールの適用は次の理由により認めません。

なお、適用を受けたい場合は、駐車場整備・運用計画書の内容を再検討し、改めて協議してください。

担当

電話

第 年 月 日
号

様

横浜市長



駐車場の施設・運営に係る改善措置について

年 月 日に駐車場整備・運用計画に関する協議の結果を通知した次の駐車場の施設計画及び運営等に関して改善の措置を図るようお願いいたします。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 改善する事項
- 3 改善を必要とする理由

担当

電話

※受付年月日	年 月 日
※受付番号	
※備考	

駐車場施設・運営改善状況報告書

年 月 日

(報告先)
横浜市長

報告者 住 所 [法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地]
氏 名 [法人その他の団体の場合は、名称・代表者の氏名]
電話番号

年 月 日に依頼のありました駐車場の施設計画及び運営に関して、次のとおり改善しましたので報告します。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 改善の内容
- 3 改善の効果
(改善前の状況)

(改善後の状況)

[連絡先] 所 属 氏 名 電話番号

(備考)

- 1 ※印の項は記載しないでください。

・・・・・・・・各法令等の担当部署・・・・・・・・

【計画全般、街づくり協議に関する事項】

都市整備局 都心再生課 671-2693

【大規模小売店舗立地法に関する事項】

経 済 局 商業振興課 671-3488

【駐車場法及び駐車場条例に関する事項】

都市整備局 都市交通課 671-3853

編集・発行

横浜市都市整備局 都心再生部 都心再生課

令和5年 6月15日

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

(電話) 045-671-2693